

第10章

「払込資本と留保利益の区別」 と出資者・経営者の利害調整

1 序

いわゆる「資本と利益の区別」には二つの段階がある¹。一つは、期間損益計算上の区別すなわち「元入資本（＝期首資本額±期中資本取引額）と期間利益の区別」である。そしてもう一つが、本章がとくに関心を向ける、期間損益計算後の区別すなわち「払込資本と留保利益の区別」である。

「払込資本と留保利益の区別」（以下、単に「区別」と表現する場合は、こちらを指す）は、わが国でも長く商法（株式会社法）分配規制と結びつけて考えられてきた²ためか、その意義も、もっぱら同規制との関わり、あるいは、その目的（とくに債権者保護目的）との関わりで理解される傾向が強くなっていったかもしれない。そのため会計の領域でも、商法（株式会社法）分配規制が「区別」から離れることが即座に、その意義の否定と結びつけて検討されることもあるのだろう³。

しかし、「区別」の本来的な意義は、出資者及び経営者のための任意的・個別的な分配規制における利用にある。いいかえれば、「区別」はもともと、債権者のために行われ始めたわけではなく、そして、商法（株式会社法）の強制的・画一的な分配規制以前に存在していた。「区別」が必要か否かについて議論が進められている現在、そのことが見落とされがちのように思う。

そこで本章では、「区別」の本来的意義を確認・検討する。このとき、とくに念頭にあるのは、安藤英義先生が突き止められた大陸系商法会計制度におけ

る六つの系譜のうち、債権者のための資本維持の系譜（『商法会計制度論』第4章）よりも、出資者のための利益調整の系譜（同第5章）すなわち「分配利益の計算に関する出資者相互間の利害の調整」（同、3頁）の系譜である。

ここでいう利害(の)調整とは、よく知られている会計の二大機能のうちの一つであり、「財産・持分をめぐる当事者間での取るか取られるかの利害の線引き」⁴のことをいう。なお、もう一つは情報提供であり、これは「企業の状況についての情報を提供すること」⁵によって、「情報を提供された者が企業に関して正しい判断と意思決定が行えるようにすることが目的である」⁶。

2 「払込資本と留保利益の区別」と 財産分配をめぐる出資者のための利害調整

(1) 「払込資本と留保利益の区別」が必要とされた歴史的経緯

— 一つの見解

「区別」が必要とされるようになった歴史的経緯について、ここではとくにケール (D. Kehl) の論述に沿ってまとめれば、次のようになる⁷。

16世紀イギリスにおける株式会社の初期的あるいは前身的な企業形態（いわゆるジョイント・ストック・カンパニー）⁸は、一つの事業ごとに財産を調達し、それが終了したときに初めて、当該事業に関わるすべての財産を分配していた。そこでは、事業の途中での財産分配は行われず、分配規制もみられなかった。

ところが、そののち17世紀から18世紀までのイギリス、さらにアメリカでは、企業の継続性が高まるにつれて状況が変わってきた。すなわち、企業が会社として設立する根拠として規制当局から付与される特許状、あるいは、企業における自治的なルールを定める定款に、事業の途中での財産分配について、企業ごとに個別のルールが決められていった。

そこでは、出資者の望みどおりに「資本」額に相当する財産を払い戻せるようにしておくことも可能であった。それにもかかわらず、財産分配は「利益」額をもとに行われる、というように決めておくことが一般的になっていく。た

だ当時は、「資本と利益の区別」が今以上に不明確であった。つまり、「利益」を分配可能額にするというような場合でも、その「利益」は、例えば期間利益のことか留保利益のことかが明らかではなかったのである（そのためここでは、具体的な内容を定めずに「資本」「利益」という表現を用いている）。

もし、「利益」として期間利益のことが想定されていれば、「資本」欠損の場合、すなわち、純資産額が「資本」額を下回る場合であっても、期間利益が計上されるかぎり財産分配は可能となる。しかし、それに対して明らかに、期間利益を直接的な分配可能額とするのではなく、「資本」を維持させる⁹分配規制、または、「資本」欠損の場合に財産分配は行わないこととする分配規制も、次第に選択されるようになっていったのである。

上のような歴史的経緯をふまえてケールは、分配可能額が「利益」に限定されるようになったのは、債権者保護という目的以前に、まず出資者のために、事業継続につながる「資本」の維持を確実にしようとする目的があったからである、とみる¹⁰。その際にケールが考えている「資本と利益の区別」は、究極的には「払込資本と留保利益の区別」である¹¹。つまり彼は、「資本（払込資本）」欠損の有無と無関係に期間利益を分配可能額にするよりも、事業の継続につながる払込資本維持型の分配規制を原則とするほうが、出資者にとって合理的なはずであると考えているわけである。そして、そこで想定されている分配規制は、明言されてはいないものの彼の論の運びから、強制的・画一的な分配規制というよりも、任意的・個別的な分配規制であろう。

ケールの見解を私なりにまとめると、次のようになる。「払込資本と留保利益の区別」の本来的な意義・必要性は、債権者保護という目的のためよりも先に、まず出資者のための、任意的・個別的な分配規制における利用にみられた。

(2) 「払込資本と留保利益の区別」の本来的意義を

出資者のための任意的・個別的分配規制にみる見解の可能性

たしかに、「資本と利益の区別」の意味内容が不明確な時代におけることであつたから、仮に、出資者たちが払込資本維持型のような分配規制を企図した

場合であっても、当初は、特許状ないし定款の上にそれを表現しきれていなかった（「利益」を分配可能額にするというにとどまっていた）可能性はある。そのような企図はのちに、前述した、より明確な「資本」維持型の分配規制において次第に表面化していったのだとすれば、ケールの見解もあながち的外れとはいえないように思う。

また、「資本」維持と債権者保護とのつながりが明確に認識されたのは、アメリカで1824年に出された Wood v. Dummer 事件判決¹²以降のことであるといわれる¹³。したがって、それ以前に置かれた上のような分配規制には、まずは出資者のためのものという性格が明確であったとケールは考えるわけであろう。しかも、その分配規制は、企業に個別の特許状ないし定款に基づくものであり、前述のように、出資者の望みどおりの「資本」払戻しも許されていたのならば、任意的・個別的な性格の強い分配規制であったといえることができるであろう。

もっとも、任意的・個別的なものであるからといって、分配規制が債権者と無関係になるわけではない。その規制の内容をふまえてもらうことで、債権者が貸付けについて消極的にならないようにすることもできる¹⁴。そのため、上のような分配規制も、債権者のことを念頭に置いて設定されたものとみることもしられるかもしれない。また、特許状ないし定款において「区別」に基づく分配規制が採用されていたとしても、その付与時ないし作成時に、債権者保護を目的とした規制当局の介入がなかったともいいきれない。

しかし、これらの可能性を認めても、「払込資本と留保利益の区別」が出資者のために利用される可能性が排除されるわけではない。それに、企業の当事者としては債権者よりも出資者のほうが先んじると考えれば、まずは出資者への配慮があってよからう。

以上のように、「区別」に出資者のための任意的・個別的な分配規制における意義があり得ることは、目を転じて、ドイツ商法とアメリカ会計原則・基準の歴史からも読み取れる。そこで、次の第3節でドイツ商法、また、それに続く第4節でアメリカ会計原則・基準を取り上げることにしたい。これら二つの

系譜を汲むわが国会計制度についての検討に、役立つはずである。

なお、本節の検討も、続く第3節及び第4節以下の検討も、本章でいう「区別」の本来的意義が、今現実に存在することまで確認できる作業ではない。せいぜい、その意義があり得るということを確認する程度の作業である。それでも、上のような「区別」の意義の可能性さえ必ずしも広く認識されているわけではないと思われる現状においてはなお、後者の作業が必要であろう。それをいずれ前者の作業につなげていくという意識で、以下に検討を進めていく。

3 商法と財産分配をめぐる出資者のための利害調整¹⁵

ドイツ商法は当初から、「区別」の本来的意義のみならず、それに対する法の態度について一つのあり方を示してきた。例えば、ドイツの一王国であったヴュルテンベルクの1839年商法草案（Entwurf eines Handelsgesetzbuches für das Königreich Württemberg mit Motiven）は、法律として制定されるには至らなかったものの、次に示す合名会社の財産分配に係る規定を含んでいた¹⁶。

第206条 出資財産（…括弧内省略）を超えて生じた剰余、すなわち利益は、財産目録（…括弧内省略）の決算書に基づいて計算され、しかもそれは、経常的営業を害さないで可能である限り、引き出される。

（第2項省略）

ここにある「出資財産」は、払込資本のことであると解することができる¹⁷。また、「財産目録の決算書」は、貸借対照表のことと解される¹⁸。要するに上の規定は、財産分配に際しての、貸借対照表における払込資本維持を定めたものであると解することができる。

ここでまず重要なことは、この規定が、出資者全員の合意があれば従わなくてよい任意規定であったということである。つまり、出資者たちは、あらかじめ定款で、ないし、総会でそのつど、別の分配（可能）額を（資本欠損の場合に

は最近の期間利益額の範囲内で) 決めることができたわけである¹⁹。

そのような任意規定の目的は、出資者相互間での財産分配をめぐる争いの緩和にあった。つまり、出資者間で分配可能額を決めていなかったような場合には、上の規定に基づいて決着をつければよいし、別の分配可能額を利用したい場合は、そちらで決着をつけることもできる、という趣旨である。

他方で同草案には、ドイツで初めての、株式会社に対する一般的な規定が含まれていた。そして、その財産分配に係る第261条1項は、「資本」維持を定める点で上の第206条第1項と類似点を持つ一方、対照的に強行規定であった。この第261条1項は、ドイツ商法に伝統的な、有限責任社員を擁する会社に対しての強制的分配規制を成すもので、債権者保護を目的としていたのである²⁰。

以上のことから、ドイツ商法では当初より、出資者相互間で財産分配をめぐる利害対立が生じ、その調整が必要とされ得ると考えられていたこと、また、それは出資者たちの任意的な調整に委ね得る問題であり、そこに強行規定による介入がなかったことを知る。

ところで、ヴェルテンベルク商法草案には、資産評価規定がない。それは、分配可能額の計算に、当時の慣習的方法（棚卸資産に低価主義、固定資産に減価償却を前提とする原価主義）をそのまま採用させ、分配額をめぐる出資者相互間で納得が得られやすいようにするためであったとみられる²¹。

それと同じ姿勢は、上の第206条第1項にも貫かれていたといえるのではなからうか。つまり、この規定に基づく払込資本維持型（に経常的営業維持を加味した）分配規制は、出資者相互間で納得が得られやすい合理的なものと考えられたからこそ、いわばデフォルト・ルール（初期設定のルール）として採用されたのではなからうか。このことから、「区別」の本来的な意義が読み取れるように思われる。つまり「区別」は、まずは広く出資者のために必要とされ、利用されていたわけである。この基盤がまずあって、その上に、株式会社の場合には、企業の財産分配を直接に支配する立場に立てない債権者への配慮が便乗するかたちになっている²²。

4 会計原則・基準と 財産分配をめぐる出資者のための利害調整

(1) 「払込資本と留保利益の区別」が会計原則・基準たり得る根拠

従来から、「払込資本と留保利益の区別」を分配規制上の概念とみる見解はあったが、そこでは、前節でみたような出資者のための任意的・個別的分配規制ではなく、債権者保護を主たる目的とした、法による強制的・画一的分配規制が想定されてきたといえそうである²³。このような見解によると、会計にとって本質的なのは「元入資本と期間利益の区別」であって、「払込資本と留保利益の区別」は会計の考え方からは出てこないということになるのであろう。そして、後者の「区別」には、会計原則としての位置づけも与えられないのであろう。

他方、わが国では、とくに「企業会計原則」一般原則・三を念頭に置きながら、「払込資本と留保利益の区別」を会計原則とみる立場は少なくない。

この論点については、わが国会計原則・基準の主要な源流とみられるアメリカ会計原則・基準に遡ってみるのがよいと思う²⁴。

「一般に認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles)の原型とも称される²⁵、いわゆる1932年 AIA 5 原則には、「資本と利益の区別」に関わる次の原則(第2原則)がある²⁶。少々長いが、必要なので、その全文を次に引用する²⁷。

「いかなる資本剰余金もその創出源泉のいかんを問わず、本来であれば損益勘定に借記されるべき当年度もしくは次年度以降の費用または損失を差引くために使用されてはならない。このルールには次の例外が認められる。会社更生(reorganization)にあたって、当該会社がそのまま継続するとすれば損益勘定に借記されるであろう費用または損失(charges)を更生会社が同勘定にチャージしなくて済む場合には、当該会社は会社更生によることなくそれと同一の効果を達成することが許容される。ただし、そ

の場合には当該諸事実が株主に開示され、かつ会社更生の場合と同様に当該行為について株主から正式な承認を得なければならない。」

この第1文は、「元入資本と期間利益の区別」を念頭に置きながら読むほうが理解しやすいであろう²⁸。

「払込資本と留保利益の区別」に関心を向ける本章にとって、より重要なのは、第2文以下である。これはのちに、資本欠損填補（いわゆる未処理損失を払込資本と相殺して消滅させる処理）に関わる会計基準へと展開されていく²⁹。その展開の実質的な第一歩目は、「1934年協会規則第2（1934年にAIA会員から承認・採択を受けた、上の第2原則のこと—石川）についての敷衍」（Amplification of Institute Rule No.2 of 1934）という副題を付された、1939年9月のAIA会計研究公報第3号「準更生または会社自主整理」（Quasi-Reorganization or Corporate Readjustment）の公表であった。

この流れを汲むアメリカの会計基準は、1932年AIA 5原則以来、資本欠損の填補について、債権者ではなく、株主すなわち出資者の承認を求めていくことになる。注目したいのは、このことである。その会計基準の意味は、次のように解される。資本欠損填補は、単に払込資本額を減少させるにとどまらず、のちの「払込資本と留保利益の区別」に基づく財産分配のあり方、したがって、出資者のための利害調整のあり方を変える可能性がある。この場合、会計基準は「区別」を前提にして、資本欠損填補につき出資者（株主）の承認を取るべしという指針を与え、彼らのための利害調整を円滑化することに一役買ってきた、と解される³⁰。

なお、ここで強調しておきたいことは、そのような指針は、必ずしも強制的に適用される必要はないと思われることである³¹。資本欠損填補は、それ自体が直接に企業財産の変動、ひいては、出資者の利害に（悪）影響を及ぼすわけではない。とはいえ上に述べたように、それによって、以後の「区別」に基づく、財産分配局面において企業に残され運用される財産額、あるいは、出資者への財産分配のあり方も変わり得るであろう。そのことも視野に入れるなら、

資本欠損填補の段階で、出資者の承認を取ることを勧める会計基準があってもおかしくないと思う。ただし、それはあくまで、勧められる程度のことである。そもそも、会計原則・基準それ自体は、強制的なルールではなかったはずである。

要するに、「払込資本と留保利益の区別」が会計原則・基準たり得る根拠の一つは、それが財産分配をめぐる出資者のための利害調整に、より任意的・個別的な次元において役立ち得ることである、と解することができる。そしてこのことは必ずしも、「元入資本と期間利益の区別」の重要性を左右するわけではなく、「資本と利益の区別」の二段階は共存できることを付言しておきたい。

なお、わが国には、資本欠損填補に関する会計原則・基準（それを行う場合の、旧資本の部における項目の取崩順位や、その結果の財務諸表記載の方法についての会計原則・基準）は存在していたが³²、それを行うために出資者の承認を求めるような会計原則・基準は存在してこなかった。それは、商法・会社法が資本欠損填補につき出資者（株主）の承認を求めてきた³³ので、会計原則・基準があらためてそれを求める必要がなかったためであるとみることもできよう。少なくとも、わが国の会計原則・基準において、上のようなかたちの利害調整、もっと一般的にいえば、財産分配をめぐる出資者のための利害調整は問題にならないと考えられているわけではないと思う³⁴。

(2) 「出資者＝経営者間」の利害調整と「出資者相互間」の利害調整

ところで、ここまで明確には述べてこなかったが、資本欠損填補につき出資者に承認を求めるよう勧められているのは経営者（取締役）である。したがって、この場合、上で述べた出資者のための利害調整は、形式としては「出資者＝経営者間」の利害調整である。これは、経営者にとってみれば、どれだけの財産を企業に残して運用するかに関わる問題であり、ひいては企業の利益、そして自身の報酬に関わり得る問題であろう。その意味で経営者も、「区別」を用いた財産分配をめぐる利害関係者となり得る。とくに現代における、いわゆる所有と経営の分離、したがって出資者と経営者の^{そうたい}相対関係をふまえると、こ

の「出資者＝経営者間」の利害調整は無視できない。

他方で「払込資本と留保利益の区別」は、「出資者相互間」での利害調整にも役立ち得る。すなわち「区別」は、とくにアメリカにおいて、財産分配について異なる権利をもつ出資者が存在する場合に、それらの出資者間で納得が得られやすいような（例えば、分配優先株主が払い込んだ金額と、普通株主が払い込んだ金額とを分けて処理しておいて、前者が払い込んだ金額を後者が受け取るという形式にならないような）「区別」に関する会計処理が検討されてきたのである³⁵。

また、財産分配について異なる権利をもつ出資者相互間の利害対立は、要するに、財産分配（財産をどれだけ企業に残し、どれだけ分配するか）をめぐる選好の違いに起因する問題であるとみれば、それは、異なる権利をもつ出資者相互間でなくても、具体的には、普通株主相互間であっても³⁶存在し得る問題であろう。そのようにみると、「区別」は、より一般的な意味での「出資者相互間」の、財産分配をめぐる利害調整に役立ち得ることになる³⁷。さらにいえば、前述の「出資者＝経営者間」での「区別」をめぐる利害調整も、つまるところ財産分配をめぐる利害調整である点では、「出資者相互間」のそれと同じである。

そこで以下では、上のような利害関係者たちを包括した意味における出資者・経営者のためのものとして、「区別」と財産分配をめぐる利害調整を捉える。

(3) 会計制度と財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整

また、本節では、とくに会計原則・基準を題材にして、「区別」を用いた出資者・経営者のための利害調整があり得ることを読み取ってきた。しかしそれは、商法・会社法においても問題になり得るはずである。例えば、わが国では、商法・会社法が資本欠損填補につき出資者の承認を求めてきたように、である。ここまで、選んだ題材、及び、論の進め方の関係から、商法と会計原則・基準とを別の節で取り上げてきたが、上のこともふまえて以下では、それら両方を含む会計制度全体の問題として、「区別」と財産分配をめぐる出資者・経営

者のための利害調整について検討していくことにする。ただ、その利害調整は、会計原則・基準に基づく場合にはより明確であるが、商法・会社法に基づく場合でも、必ずしも強制的・画一的にはなく、前述のように任意的・個別的に行われてよいものとして捉えられていく。

5 「払込資本と留保利益の区別」の意義に関する 先行研究とここまでの検討結果の独自性

本節では、ここまでの検討結果の特徴を明確化するために、「区別」の意義に関する先行研究について必要最低限のレビュー³⁸を行う。これは要するに、安藤先生から私が学んだ、「区別」の意義に関する見方の独自性を確認する作業であるとともに、次節以下に検討を進める必要性をあらためて問う作業である。

(1) 「区別」に会計の情報提供機能を見出す見解

まず、「区別」に会計の情報提供機能を見出す見解としては、それが留保利益の厚さによる財政基盤の強度の判定や、経済的成長の測定に役立つという見解がある³⁹。

また、分配可能利益ないし留保利益に対する実際の分配金額の大小が、出資者（株主）と経営者との間でエージェンシー問題を発生させることを示唆する見解・実証研究結果がある⁴⁰。これには、出資者と経営者との関係に注目する点で本章の見方と共通する面がある。ただ、そこではもっぱら、出資者がいわば受身的に、あくまで事後的な結果としての情報を受け取るような、会計の情報提供機能が想定されている。それは本章におけるような、情報提供以前の、出資者が直接的に分配ないし分配額の決定に関わるような状況まで想定する、会計の利害調整機能についての議論とは違っている⁴¹。

とはいえ、上のような共通点と相違点が、一つのこと気づかせてくれる。それは、「区別」が、出資者・経営者のための利害調整の面で役立ち得ること

と、情報提供の面で役立ち得ることとは、本質的に違うわけではない、ということである。つまり、「区別」が利害調整の面で役立ち得るのは、出資者が取るか取られるかの財産分配に関わることができる度合いが強い場合であり、「区別」がもっぱら情報提供の面で役立ち得るのは、その度合いが弱い場合であると考えられる⁴²。このように、会計の二つの機能に照らせば違うものとして位置づけることもできる「区別」の意義は、「出資者＝経営者間」の問題としては同じ線の上に存在しているわけである。

その同一線上の片側（情報提供機能）で意義が確かめられつつあるとすれば、もう片側（利害調整機能）の意義も、程度の差こそあるかもしれないが、実在しておかしくない。つまり、本章が考えるような「区別」の意義の検討を、なお進める必要性は認められてよいと思うのである。

(2) 「区別」に会計の利害調整機能を見出す見解

次に、「区別」に会計の利害調整機能を見出す見解としては、法により分配可能額が留保利益に限定される場合に「区別」は必要であるという見解がある⁴³。ただしこれは、強制的・画一的な分配規制上の意義であり、法がいかなる分配規制を採るかに左右される。なお、一般的に、強制的・画一的分配規制の目的は債権者保護にあると理解されてきた、とあってよいであろう。

他方で、任意的・個別的な分配規制における「区別」の意義を認める見解があるが、そこでもとくに、企業（本章でいう出資者及び経営者）と債権者との利害を調整する役割が指摘される⁴⁴。

なお、理論的な観点から、本章と同様に企業維持につながる「区別」の役割について考える見解は少なくない。しかし、この見解にあっても、制度的な観点が入ると、「区別」と強制的・画一的分配規制との結びつきを当然とみるかのような見解につながりがちである⁴⁵。

以上の先行研究との違いを意識しながら、本章のここまでの検討内容をまとめれば、次のとおりである。

- 「払込資本と留保利益の区別」は、財産分配をめぐる「出資者相互間」及び「出資者＝経営者間」の利害調整において利用され得る。
- 商法は必ずしも、財産分配をめぐる「出資者相互間」及び「出資者＝経営者間」の利害調整に画一的に強行規定をもって介入せず、したがってその利害調整は、任意的・個別的な次元で行われ得る。
- 会計原則・基準は、納得の得られやすい「区別」の指針を示すことで、財産分配をめぐる「出資者相互間」及び「出資者＝経営者間」の利害調整に役立ち得る。

ここでは、「区別」本来の任意的・個別的な性格が強調されている。それに対して、安藤先生は、「区別」あるいはそれを前提とする払込資本維持を緩和するかのような、ここ数年の資本制度（本章でいう強制的・画一的な分配規制）の揺らぎないし崩壊の兆しにも配慮しておられる⁴⁶。その一見したところの違いは、安藤先生の会計制度論においては、出資者のための利害調整だけでなく、債権者保護に関わる利害調整や、制度の安定性・バランスまで視野に入っている⁴⁷のに対して、本章はもっぱら、その視野の一部である出資者・経営者のための利害調整に注意を向けていることによる。

(3) 個人商人・企業企業の簿記・会計において

「区別」が行われない理由

上にまとめた本章の見方においては、「経営者＝出資者間」あるいは「出資者相互間」で、財産分配をめぐる利害の対立が存在しなければ、「区別」は必要ない。このことは、考えのうえでは企業の規模を問わないが、実際には、所有と経営の分離が大きくなりやすく、また、出資者の数が多くなりやすい大企業では、「区別」が必要とされる可能性は高くなるであろう。反対に、所有と経営の分離が小さくなりやすく、出資者の数が少なくなりやすい中小企業では、「区別」が必要とされる可能性は低くなるという傾向はみられるであろう。

その一つの現われは、個人商人ないし個人企業の簿記・会計における資本が

一般に、払込資本と留保利益に区別されないこと（当期純利益・純損失が資本金に直接加算・減算されること）にある。出資者が一人で、同時に経営者でもある個人商人・個人企業の場合は、上のような利害対立が存在しないために、「区別」も必要ないのである。

もっとも、このことについては、会計の情報提供機能の観点からも相当程度の説明が可能である。つまり、個人商人・個人企業における簿記・会計の情報提供機能は、大規模公開企業と比べてみればはるかにその必要性が小さいから、それにともなって「区別」も個人商人・個人企業には必要が少ない、とみることもできる。

とはいえ、個人商人・個人企業による情報開示・提供のニーズはまったく存在しないわけではあるまい。例えば、銀行からの借入れを必要とする場合、個人商人・個人企業の財政基盤の強度の判定や、経済的成長の測定に役立つのであれば、そこに「区別」が必要とされていてもよからう。とくに、企業間比較のためにその情報が利用されるとすれば⁴⁸、多少なりとも画一的に、「区別」が要求されてもおかしくはない。要するに、情報提供機能の観点からは、個人商人・個人企業の簿記・会計において通常は「区別」が行われない理由を、説明しきれない部分がある。

それに対して、「経営者＝出資者間」あるいは「出資者相互間」における財産分配をめぐる利害調整の観点からみれば、個人商人・個人企業の場合に「区別」の必要性は、絶対に出てこない。そして、それゆえに、個人商人・個人企業の場合にも関わりがあるはずの債権者も、「区別」に便乗することができないのである。

以上、本節では、「区別」の意義に関する本章の見方の独自性と、その意義を検討することの必要性について説明してきた。

その内容をふまえ、次の第6節では払込資本、続く第7節では留保利益をそれぞれ個別に取り上げて、分配規制の任意化が進んでいるといわれる現在のわが国⁴⁹を想定しながら、出資者・経営者のための任意的・個別的な次元におけ

る利害調整に「区別」を利用する合理性ないし意義につき、より具体的・実質的な検討に進みたい。その際、わかりやすさを考えて、とくに「出資者＝経営者間」の関係を想定しながら検討を進めるが、前の第4節(2)で述べたように、その関係は、同じ権利をもつ「出資者相互間」の関係として読み直すこともできるはずである⁵⁰。なお、権利内容の異なる「出資者相互間」の「区別」を利用した利害調整のあり方については、簡単にではあるが同じく第4節(2)でふれたので、以下では繰り返さない⁵¹。

6 払込資本と財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整

事業遂行に必要な資金が出資者から払い込まれたとすれば、その事業継続が適切であるかぎり、そのために払込資本維持が役立ち得る⁵²。しかし、そもそも払込資本額は、事業遂行のために適切な金額として調達された金額であるといえるであろうか⁵³。

例えば、情報の非対称性によって、事業遂行のために最も適切と見込まれる金額よりも少ない金額しか集まらない場合や、反対に、必要以上に多い金額が集まることもあり得るだろう。とくに問題なのは、多く（余分に）払い込まれた場合⁵⁴であり、そのような金額の維持の合理性には疑問がある。なぜなら、過剰な投資によって利益率が低くなる可能性があるからである。同じことは、事業の開始後に、それを縮小したほうがよくなった（払込資本額が事業遂行について過剰になった）場合にもいえる。こういった場合には、該当する払込資本相当額の財産を出資者に分配し、別の有利な投資先をそれぞれに選んでもらったほうがよいかもしれない。

このように、払込資本の維持は、その「出資者から払い込まれた金額」という表面的な性格からはもちろん、上のように実質的にみても必ずしも自明ではなく、ましてそれを常に強制すべきともいえない。

とはいえ経営者には、少なくとも理論上、事業遂行に適切な資金を調達する

動機はあると思われる。例えば、株式発行（交付）による資金調達に際して、有価証券届出書を提出する企業は、資金の用途を開示するよう促されてきた（届出書第二号様式，日本証券業協会公正慣習規則第14号）。仮に、経営者がその開示どおりに資金を運用しない可能性がある場合、それが無い場合に比べて、出資者は資金拠出に消極的になるであろう。資金用途の開示さえない場合は、なおさらである。

また、拠出を求める資金額が適切な水準よりも少なければ事業遂行に支障が出かねないし、多ければ利益率が低くなりかねない。仮に、開示された拠出募集資金額が適切水準になくても、出資者は多かれ少なかれ、開示どおりの運用を期待して資金を拠出するであろう。経営者がその期待に応えなければ、資金調達費用が増加することになると見込まれる。

したがって経営者は当初から、調達資金の用途と、その用途に適切な資金額を開示したうえで、開示どおりの資金運用すなわち事業遂行に取り組む動機をもつと考えられる。

他方、事業中止、払込資本の払戻しを経営者が決断する場合、それについて出資者が説明を受け、承認するという手続きがあれば、出資者の納得が得られやすくなるだろう。また、こういう手続きがのちに控えているという事実は、資金調達の段階にまで遡って、その金額を適度なものにする効果があろう。

以上から、払込資本は基本的に事業遂行のために企業に残されること、また、仮に払い戻される場合には、それについて承認を得る（少なくとも説明を行う）こと⁵⁵が、「出資者＝経営者間」の利害対立を緩和し得ると考えられる。ここではとくに、有価証券届出書を提出する企業を例に出したが、上に述べたことは、（個人商人・個人企業でなければ）中小規模の企業においても多かれ少なかれ通用することであると思う。前の第5節(3)で述べたように、「区別」（ここではとくに払込資本額）の意義を決定づけるのは、必ずしも企業の規模ではない。

ただし、繰り返しになるが、払込資本維持が常に当然のことであるとは限らない。たしかに払込資本額は、前述のとおり、事業遂行のために必要な金額の

近似値となり得るとは考えられるが、あくまでその程度でしかないともいえる。そこで、払込資本維持を必ずしも当然のこととは考えずに、常にその合理性を問うような姿勢があってもよいのではないかと思う。

7 留保利益と財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整

留保利益は、平成17年の会社法制定前における従来の実務上、目的外の取崩し、あるいは、取崩し一般について出資者（株主）の承認を必要とする任意積立金として、また、出資者の承認なしに期間損失と相殺できる未処分利益（ただし利益処分済・総会後の未処分利益。以下同じ）として計上されてきたことに注目したい（ここでは、任意的・個別的に計上が可能な、利益準備金以外の利益剰余金について考えている）。このような処理はいずれも、留保利益が、払込資本とは異なって、期間利益から派生することに起因していると考えられるのである。

留保利益を未処分利益のままにするのではなくて、わざわざ任意積立金として積み立てるのは、そのもとになる期間利益を企業に残すことが払込資本以上に自明ではないからであろう。だからこそ、あらためて出資者の承認を取って積み立てられ、それに連動して取崩しについても承認が取られることがあるのが、任意積立金であると解される。そして、このような一連の手続きには、期間利益を留保利益として企業に残すことについて、「経営者＝出資者間」の利害対立を緩和する効果があると考えられる。

なお、任意積立金として例えば、事業拡張・維持のために、あえて企業に残される留保利益がある。このような留保利益はとくに、払込資本と類似の性格をもつことになる⁵⁶。他方、分配準備目的や欠損填補目的の任意積立金というのもあり得るのであって、とくにこれらは、期間利益に派生する留保利益ならでは、といえる残され方と思う。というのも、払込資本なら、初めから出資者への分配のために調達されるということはあまりないであろうし⁵⁷、欠損填補のために調達されるということも不自然のように思われるからである⁵⁸。

他方、未処分利益については、次のように考えられる。まず、期間利益は留保利益に加算され、期間損失は留保利益から控除されていく、というように、留保利益は長期的な事業運営・損益計算の観点になじむ⁵⁹。期間利益を即座に分配せずに、未処分利益たる留保利益として企業に残しておけば、それは将来あり得べき期間損失を吸収するクッションとなり、払込資本の欠損の回避、ひいては、事業遂行の維持に役立ち得る。

ただ、このような見方だけでは、未処分利益と、任意積立金のうちの欠損填補積立金との違いが明確でなくなる。このとき、未処分利益のほうは、その処分が経営者に任されたという性格のより強い留保利益とみることになる。長期的な損益計算の観点から残された留保利益のうち、期間中の必要に応じて機動的に運用できる財産を残すという意図をもって、目的が曖昧なままの未処分利益を計上しておくことも、利害調整の一つのあり方としては考えられるであろう。

いずれにしても出資者は、留保利益が払込資本と区別されていれば、その留保の適切さに注目することができる。それに対する経営者は、出資者が納得しやすい説明を用意しておく必要がある。

以上のように、払込資本とは異なって期間利益から派生し、企業に残されることが、より自明ではないがゆえに独特な、留保利益をめぐる「出資者＝経営者間」の利害調整があり得る。

8 「払込資本と留保利益の区別」に関わる最近の動向と本章の見方

本章では繰り返し、「区別」の任意的・個別的な次元における意義を強調してきたが、それはもしかすると、なにか心もとなく、頼りなくみえるかもしれない。しかし、その次元でみてこそ、「区別」の実質的な意義が試されるのではないかと思う。その次元で「区別」が利用されてこそ、本当に意義があるものとして認められたことになるかと思うのである。ここまで、そのような意識を

もって、財産分配をめぐる出資者・経営者のための利害調整に「区別」が役立ち得る可能性について考えてきた。

本節では、そのような「区別」の意義に関わる比較的最近の動向を取り上げて、今後の検討の見通しをつけ、本章の結びとしたい。

(1) 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』と 「払込資本と留保利益の区別」

企業会計基準委員会の基本概念ワーキング・グループが公表した討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（2004年7月（2004年9月修正）。同委員会名義の討議資料は、本章脱稿後の2006年12月に公表されている）では、「現行の企業会計（とくに財務会計）の基礎にある前提や概念が要約・整理されており、その内容は、将来の会計基準設定の指針になると期待されている」（冒頭の「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の公表にあたって」における「討議資料の役割」）。

この討議資料では、「払込資本と留保利益の区別」について具体的な言及はされていない。しかし、討議資料『財務報告の目的』第11項においては、「ディスクロージャー制度において開示される会計情報は、企業関係者間の私的契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている」（上点—石川）という認識が示されている。また、同第12項においては、「会計情報が副次的な用途にも利用されている事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがある。すなわち会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も、同時に考慮の対象となる」（上点—石川）という認識が示されている。これらは、出資者・経営者のための任意的・個別的な財産分配をめぐる利害調整における、「区別」の利用・意義を取り込める内容である。

他方で、気にかかるのは次のことである。討議資料『財務諸表の構成要素』第6項は、「純資産（net assets）とは、資産と負債の差額をいう。これは報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する資本

と、その他の要素に分けられる。……（以下省略）」とする。「区別」は、純資産についての資産と負債の差額としての認識・測定によっても、可能であろうか。

これについて、簡単な例を用いて考えてみる。

まず、出資者から100の現金拠出があった場合、「資産100－負債0＝純資産100」となり、この場合の純資産100を払込資本とすればよい。次に、その現金100で購入した商品100を現金150と引換えに売り上げ、利益が50生じた場合は、まず、「資産（現金）150－資産（商品）100－負債0＝純資産50」となる。そのまま期末を迎えたとすれば、この場合の純資産50が当期純利益となり、これを留保利益とすればよい。

このように、取引ごとに資産と負債の差額を認識して、その原因を確認していけば、討議資料『財務会計の概念フレームワーク』のもとでも「区別」は成立する。

しかし、次の場合はどうであろうか。例えば、期首に純資産150（払込資本100、留保利益50）という状態にあり、期末までに当期純損失が70生じて、純資産が80になったというような場合である。この場合、留保利益50と当期純損失のうち50とを相殺することに異論はないとすると、問題は、残りの当期純損失20、あるいは、純資産80と、払込資本100との関係である。

資産と負債の差額として、純資産、ひいては、その一部である払込資本が測定されるとすれば、上の場合、払込資本は自動的に80になるのであろう。そうであるなら、払込資本の欠損という概念が消滅していることになる。

本章第4節においては、払込資本の欠損填補をめぐる出資者・経営者のための利害調整を取り上げたが、上のような場合、それはもはや問題にならないのであろうか。また、第6節においては、払込資本維持を通じた出資者・経営者のための利害調整を取り上げたが、上の場合、当初の払込資本（この例では100）の維持はどのように行うべきであるのか。あるいは、いずれも不要であるのか。今後、さらなる検討を続けたいと思う。

(2) 会社法・会社計算規則と「払込資本と留保利益の区別」

平成17年制定の会社法と、これに合わせて平成18年に制定された会社計算規則のもとでは、利益剰余金を資本金及び資本剰余金に振り替えることができなくなったことについて、「払込資本と留保利益の区別」（資本剰余金と利益剰余金の区別）が厳格化された、というような評価がみられる⁶⁰。しかし、ここまで検討してきた「区別」の本来的意義に基づくかぎり、出資者及び経営者の納得が得られるのであれば、留保利益の払込資本への振替えは認められてもよいと思う。

留保利益の払込資本への振替えは、「区別」の「混同」と表現されることがあるが、出資者たちが望んで、あえて利益分配後に資本拠出を行えば、留保利益の払込資本への振替えと同じ会計処理結果を実現することはできる（留保利益の減少額が払込資本の増加額になる）⁶¹。したがって、その振替えを「区別」の「混同」とみなして禁止することがどこまで適切であるのか、私としての疑問は残る。

その取引は擬制可能であるから振替えを認めてよい、というのではない。「出資者相互間」あるいは「出資者＝経営者間」で、留保利益を払込資本に振り替えて事業のために残す金額を明確にしたい、といったニーズがあるとすれば、「区別」の意義を彼らの間の利害調整にみるかぎり、そのニーズを排除する理由はないと考えているわけである。そのうえで、取引の擬制が可能であるなら、留保利益の払込資本への振替えを認めてもよいのではないか⁶²。

留保利益の払込資本への振替えが認められないとすれば、それはとくに、「区別」に会計の情報提供機能を見出す場合であろう。例えば、留保利益の厚さに、財務基盤の強度や経済的成長性をみるとき、たしかに、留保利益の払込資本への振替えは、容易に認められないと思う。とはいえ、その見方がどこまで合理性をもつかが、結論を左右するであろう。例えば、企業が留保利益額に基づく財産分配を何度も行ってきている場合、その見方がどこまで通用するかによって、留保利益の払込資本への振替えに対する態度が決まる。

もし、情報提供機能の観点から、やはり留保利益の払込資本への振替えが認

められないとなれば、利害調整機能の観点からは、第7節で検討したような任意積立金の使い方が、いっそう重要になってくるであろう。それがどこまで出資者・経営者のための利害調整に役立つか、今後さらに検討を続けたい。

●注

- 1 ここではとくに、中村忠『資省会計論〔増訂版〕』白桃書房、昭和50年、4-9頁参照。
- 2 具体的には、昭和25年（1950年）の商法改正から平成13年（2001年）6月の商法改正までの約50年間のことを想定している。これについては、安藤英義「資本概念の変化—資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史」『企業会計』第58巻第9号（2006年9月）、20頁以下参照。
- 3 例えば、梅原秀継「会計理論からみた資本の部の変容—資本と利益の区別をめぐって」『企業会計』第57巻第9号（2005年9月）、36頁及び39頁（ただし注(8)もあわせて）参照。
- 4 ここではとくに、安藤英義「会計の二つの機能をめぐる諸問題—利害調整と情報提供—」『一橋論叢』第127巻第4号（2002年4月）、1頁。
- 5 安藤、前掲論文、3頁。
- 6 安藤、前掲論文、3頁。
- 7 Kehl, D., The Origin and Early Development of American Dividend Law, Harvard Law Review, 第53巻（1939年11月）、及び、同, Corporate Dividends: Legal and Accounting Problems Pertaining to Corporate Distributions, New York, 1941年、第1章参照。なお、ここではとくに、Littleton, A. C., Accounting Evolution to 1900, New York, 1933年、256頁（片野一郎訳『リトルトン会計発達史〔増補版〕』同文館、昭和53年、368-369頁）もあわせて参照した。
- 8 例えば、大隅健一郎『新版 株式会社法変遷論』有斐閣、昭和62年、23-24頁参照。
- 9 正確には、財産分配局面において「資本」額に相当する金額の財産（資産）を企業に維持させる、というような表現をすべきであろうが、一般にも使用されるこのような意味で、「資本」維持といった表現を用いていく。
- 10 Kehl, 前掲論文、38頁及び41頁、並びに、前掲書、4頁及び18頁参照。
- 11 例えば、Kehl, 前掲書、18頁参照。
- 12 3 Mason 308, 30 Fed. Cas. 435, No. 17, 944 (C. C. D. Me. 1824).
- 13 例えば、伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店、1996年、前掲書、36-39頁参照。イギリスにおいて、「資本」維持と債権者保護とのつながりが明確に認識されたのも、アメリカで出された同判決の影響があったためと示唆する見方もあるという（伊藤、前掲書、77頁、注19）参照。
- 14 例えば、須田一幸『財務会計の機能—理論と実証』白桃書房、2000年、33-34頁及び

35-42頁参照。

- 15 本節の考え方は、第1節でふれた、安藤、前掲書、第5章に加えて、同「会社法の配当規制と破産法との関連」『産業経理』第42巻第6号（1982年10月）、66頁、及び、同「商法会計制度の方向」『会計』第133巻第1号（1988年1月）、7-10頁から得られている。
- 16 資料は、Weinhagen, N., Das Recht der Aktien-Gesellschaften, Köln, 1866年。訳については、安藤、前掲書（新版、白桃書房、1997年）、192頁、注3）（初版、国元書房、昭和60年、165頁、注(3)）における訳を、ほぼそのまま利用（注記等、一部省略）させていただいた。
- 17 ヴェルテンベルク商法草案においては、貸方項目（消極項目）にも「財産」の語が付されることがあり（例えば、いわゆる「準備金」は「準備財産」というように）、この「出資財産」も貸方項目であると解される（拙稿「わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質—会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度—(1)」『愛知大学経営学部 愛知経営論集』第155号（2007年2月刊行予定）、第2章第2節参照）。ただ、実は、株式会社に関わる規定（261条1項）にも同様にみられる「出資財産」の語はとくに、すでに払い込まれた（出資された）金額すなわち払込資本を意味するのか、これから払い込まれる（出資される）金額すなわち充実されるべき金額を意味するのか、判然としない（これについても、前掲拙稿、第2章第2節を参照されたい）。
- とはいえ、合名会社に関わる第206条第1項の「出資財産」は、株式会社に関わる第261条第1項におけるそれよりも相対的に、払込資本であると解しやすい。根拠は、まず前提として、その語の意味が判然としないこと、次に、合名会社の場合には一般に、いわゆる資本充実の原則についてあまりふれられないこと（充実されるべき金額である必然性が弱いこと）、そして、本文で後述するように、この規定は任意規定であること（したがって払い込まれた金額でもよいこと）、である。
- 18 第206条第1項についての理由書（183-185頁）、及び、安藤、前掲書（新版）、192頁、注3）参照。
- 19 第206条第1項についての理由書（184-185頁）参照。ちなみにこの規定は、1794年プロシア普通国法（Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten）の商事会社（全社員が無限責任を負う会社）に対する、実際に施行された同様の規定を手本としたものであり、その規定もまた任意規定であった（2編8章656条及び653条参照）。
- 20 安藤、前掲書、190-193頁参照。
- 21 安藤、前掲書、190-193頁及び184-189頁参照。
- 22 注15における二つの、安藤、前掲論文、同頁参照。また、商法の立場において同様の理解を示していた文献として、吉田昂「株式会社資本の債権者保護的機能」『旬刊 商事法務研究』第116号（1958年10月5・15日合併号）がある。
- 23 例えば、斎藤静樹『企業会計』東京大学出版会、1988年、140-141頁参照。
- 24 このような方針を採るにあたっては、とくに安藤英義「アメリカで揺らぐ資本概念

(資本と利益の区別)、『會計』第153巻第1号(1998年1月), 2-4頁を参考にさせていただいた。

25 加藤盛弘=鵜飼哲夫=百合野正博共訳著『會計原則の展開』森山書店, 1981年, 63頁参照。

26 資料は, May, G. O., Financial Accounting: A Distillation of Experience, New York, 1943年。

なお, とくに AIA が作成した公表物のうち, 「資本剰余金と利益剰余金の区別」ひいては「払込資本と留保利益の区別」にふれるのは, 1932年の5原則が最初ではない(例えば, 野口晃弘「会社法計算規定と資本会計における諸問題」日本会計研究学会課題研究委員会(委員長 須田一幸)『會計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月, 第20章, 394頁参照)。それにもかかわらず, ここで1932年 AIA 5原則を引き合いに出すのは, それが, 本文でも述べたように「一般に認められた会計原則」の原型とも称されること, また, 「企業会計原則」解説の権威者, 黒澤清博士も一般原則・三の解説の箇所であられること(例えば, 『解説 企業会計原則』中央経済社, 昭和57年, 49-51頁参照), そして, 本文で後述するように, (払込)資本欠損填補に関する会計基準へと展開される内容をもっていること, による。

27 訳については, 伊藤, 前掲書, 346頁における訳を, そのまま利用させていただいた。

28 ただし, 「元入資本と期間利益の区別」のためであれば, 「当年度もしくは次年度以降の費用または損失を差引くために使用されてはならない」対象として, 資本剰余金だけでなく, 利益剰余金も掲げられるべきではなかったか。利益剰余金もまた, 元入資本に含まれるからである。

29 伊藤, 前掲書, 第6章参照。

30 ここではとくに, 伊藤, 前掲書, 358-359頁参照。なお, 資本欠損填補についての会計処理自体はともかく, それを行うことについて出資者(株主)の承認を求めることが会計原則・基準の問題となり得るかどうかにについては意見が分かれるかもしれない(それぞれの意見について, 伊藤, 前掲書, 371頁参照)。ここでは, 会計ひいては会計原則・基準が利害調整機能をもつかぎり(会計原則・基準の利害調整機能について, 安藤英義「保守主義の原則と重要性の原則—各国の会計基準等と会計の機能—」『松山大学論集』第5巻第4号(平成5年10月), 166-171頁参照), それに関わる上のような出資者の承認も会計原則・基準の問題になり得ると考えている。

31 藤田友敬「[Law & Economics 会社法⑤] 株主の有限責任と債権者保護(2)」『法学教室』第263号(2002年8月), 126頁, 及び, 倉澤資成「株主総会の決定プロセス」三輪芳朗=神田秀樹=柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会, 1998年, 146-148頁参照。

32 例えば, 昭和49年修正前の「企業会計原則」損益計算書原則・六, 並びに, 同「注解」注8及び9参照。

33 その根拠について, ここではとくに, 藤田, 前掲論文, 126頁参照。

- 34 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ，2004年7月（2004年9月修正））における『財務報告の目的』11項及び12項参照。これについては，本章第8節でふれる。なお，本章脱稿後の2006年12月に，同委員会名義の討議資料が公表された。
- 35 例えば，伊藤，前掲書，序章及び第1部参照。もっとも，その会計処理自体が，出資者の富を直接に左右するわけではなからう。
- 36 さらにいえば，少数派株主と多数派株主の間の対立関係を想定すれば，わかりやすくなるであろうか。もちろん，同じ割合の株式を保有する株主同士でも，財産分配に対する選好は異なり得る。
- 37 なお，本章では分配優先株主も出資者と呼んでいるが，その分配優先株主を債権者に近い立場にある者とみれば，それと普通株主との利害調整は，「出資者相互間」の利害調整というよりも，「出資者＝債権者間」の利害調整とみることもできるかもしれない。ただ，分配優先株主は出資者か債権者かというような問題は，本章にとってそれほど重要ではない。普通株主のような，いわば典型的な出資者同士の間で，財産分配をめぐる利害対立があり得るというだけで，本章にとっては十分である。
- 38 まとまった先行研究のレビューとしては，鳶村剛雄『会計原則コンメンタール〔増補改訂版〕』中央経済社，昭和60年，29-31頁や，最近のものとして，古市峰子「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』第25巻第2号（2006年8月），190-193頁がある。
- 39 例えば，伊藤，前掲書，23頁，野口晃弘『条件付新株発行の会計』白桃書房，2004年，40頁参照。
- 40 Okuda, S., Sakagami, M., and A. Shiiba, Valuation of the Profit Available for Dividend, 日本会計研究学会第64回大会（2005年9月），自由論題報告配付資料（これについての，注44に示す首藤論文（175頁）による解釈も合わせて）参照。
- 41 また，この見解は厳密には，「払込資本と留保利益の区別」というよりも，強制的・画一的な分配規制にもとづく分配可能額と，それ以外の金額との情報内容の区別に注目しているようである。
- 42 出資者（株主）の，会計に対する関与権のあり方と，会計の利害調整機能及び情報提供機能との関係については，安藤英義「簿記および会計の空洞化」『企業会計』第40巻第9号（1988年9月），46-47頁参照。
- 43 例えば，伊藤，前掲書，23頁参照。
- 44 例えば，須田，前掲書，33-34頁と，野口，前掲書，40-41頁とをあわせて参照。また，この役割についての実証研究として，首藤昭信「債務契約における留保利益比率の意義」日本会計研究学会課題研究委員会（委員長 須田一幸）『会計制度の設計に関する実証研究 最終報告書』2006年9月，第9章がある。
- 45 例えば，森川八洲男「新会計基準における「資本の部」の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号（2002年7月）参照。このような傾向があるのは，本章第1節でもふれた

- ように、わが国でも長期にわたって基本的に「区別」と強制的・画一的な分配規制とが結びつけて考えられてきたことの影響であろうか。
- 46 安藤英義「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」『會計』第162巻第2号（2002年8月）、及び、同「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『會計』第164巻第3号（2003年9月）参照。
- 47 安藤英義「安全性と効率性のバランス」『産業經理』第64巻第1号（2004年4月）、3頁参照。
- 48 万代勝信「統一論題「新会社法と会計基準」資本と利益の区別を中心にして」日本会計研究学会第65回大会（2006年9月）、統一論題報告配付資料、4頁参照。
- 49 安藤英義「会社の資本制度の任意化傾向」『産業經理』第64巻第4号（2005年1月）、3頁参照。
- 50 その場合はとくに、少数派株主と多数派株主との間の関係を想定すれば、読みやすいであろう。
- 51 そこでふれたようなかたちで「出資者相互間」の対立が緩和されるような工夫が用意されていれば、第6節及び第7節における考え方と同様に、当事者が取引関係に入りやすくなり、企業の資金調達費用も削減されることで、出資者・経営者の双方がメリットを得ることができるであろう。
- 52 事業遂行と資本維持の関係について、ここではとくに、森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、昭和54年、例えば第2章参照。ただし、本文のような意味での払込資本維持が、企業価値の維持までもたらしてくれるわけではない（例えば、大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店、1994年、第1章第3節参照）。払込資本維持型の分配規制を利用する場合には、そのような一定の限界もふまえておく必要がある。
- 53 この問いについては、前掲拙稿、第1章第2節も参照されたい。
- 54 これについては、弥永真生『「資本」の会計』中央経済社、平成15年、58-59頁、及び、拙稿「株式会社会計における2つの資本概念—資本金概念と払込資本概念—」『産業經理』第62巻第2号（2002年7月）を参照されたい。
- 55 もっとも、出資者が、事前に不要と承認している場合には、その事後的な手続きも不要になる。ただその場合も、手続きないし承認が、事後から事前に移っているだけで、それらがあつたほうが利害対立を緩和しやすいということに変わりはない。
- 56 ここではとくに、新田忠誓『動的貸借対照表論の原理と展開』白桃書房、1995年、とりわけ301-302頁参照。
- 57 ただし、分配優先株主への分配のために、普通株主から資金を調達するということは考えられる。
- 58 欠損填補であれば、これから調達される払込資本によるのではなくて、その前から計上されている払込資本（欠損が生じている払込資本）によるのが自然であろう。
- 59 例えば、挽文子「社内資本金制度の目的と機能」『原価計算研究』第20巻第2号（1996年2月）、44頁参照。

- 60 例えば、秋坂朝則「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号（2006年6月）参照。
- 61 逆に、払込資本の留保利益への振替えは認められない。払込資本をどのように扱っても、それが即、期間利益ひいては留保利益に変わることはないからである。このことは、留保利益の減少のあとの、払込資本の増加は考えられる点と、異なっている。つまり、そういう取引を擬制することさえ、不可能である。そしてそもそも、その振替えを認める意義がないと思う。
- 62 なお、ここでの払込資本は、資本金及び資本準備金のような、強制的・画一的に維持が求められる金額である必要はない。例えば、仮に、その他利益剰余金をその他資本剰余金へ振り替えることが認められるとする。このとき、いずれも分配可能額として、商法・会社法のもとで同列に扱われるとしても、出資者ないし経営者が任意的・個別的な次元で、財産分配局面で維持されるべき金額としての強弱に差を付ける（その他利益剰余金を先に処分するなど）といった可能性があるのなら、本章にとってはその振替えに利害調整としての意義がある、ということになる。

*本章は、第109回日本会計研究学会中部部会（2005年7月）及び現代企業法研究会2006年7月例会での報告原稿がもとになっています。いずれの機会にも、安藤先生のおかげがございまして、野口晃弘先生（名古屋大学）から多岐にわたるご助言をいただくことができました。また、野口先生にご紹介いただいた現代企業法研究会では、とりわけ、浜田道代先生（名古屋大学）から、商法・会社法の資本制度においても出資者への配慮がみられること、また、中東正文先生（同）から、コーポレート・ファイナンス理論の観点からも「区別」の意義を考えることにつき、ご示唆をいただくことができました。ここに記して、深く感謝を申し上げます。なお、本章の責任はすべて、私にあります。

（石川 業）